# その会社、あなたを「使い捨て」に しようとしていませんか?

毎日がんばって

いるのに、家に 帰り着くのはい つも深夜、ひど い時には家に帰 れないことも…

毎日遅くまで 残業をしてい るが残業手当 がつかない

休みたくても 「年次有給休暇 はない」と言わ れた



## **斗電話相談を行います。**

平成 25 年 9 月 1 日(日) 9:00~17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は2年連続で増加するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な 労働は疲労の蓄積を もたらす最も重要な要 因です。 時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、 業務と脳・心臓疾患の発症 との関連性が強まります。 労働基準法第37条に 違反する、賃金不払残 業は、あってはならな いものです。

### **どれらの問題を解消するためには。。。**

#### 過重労働による健康障害を防止するために\*1

- ① 時間外・休日労働時間の削減
  - 時間外労働協定は、限度基準\*2に適合したものとする必要があります。
  - 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は 月45時間以下とするよう努めましょう。
  - 休日労働についても削減に努めましょう。
- ② 労働者の健康管理に係る措置の徹底
  - 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
  - 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

#### 賃金不払残業を解消するために※3

- ① 労働時間適正把握基準\*4を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。
- ※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
- ※2 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
- ※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)
- ※4「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

無料電話相談にご相談ください。 平成25年9月1日(日) 9:00~17:00

7リーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713

平成25年9月2日(月)以後も、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署で 労働相談を受け付けています(開庁時間 平日8:30~17:15)。

また、労働基準関係情報メール窓口でも労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。 (労働基準関係情報メール窓口 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail\_madoguchi.html)

